

# 申京煥裁判

# 証言集・第3集

A decorative horizontal border at the bottom of the page, consisting of a repeating pattern of diamond shapes.

■ 1977. 12.5 申京煥氏 ..... 1P  
■ 1978. 2.14 有吉克彦氏 ..... 23P

## 申京煥君を支える会・発行

## 証言集・第三集の発行に際して

申京煥君の裁判は、去る二月十四日の第21回の公判で最終準備書面を提出し、結審しました。一九七三年十一月の提訴以来、実に四年三ヶ月を費しています。近々、判決が出されることになります。

この証言集・第三集には、昨年十二月五日第20回公判での原告・申京煥君の証言と、当日、急遽証言に立ったアジア人権センター事務局長・有吉克彦氏の証言を収録しております。

申君は、ヨンゴバのこと、宝塚韓国小学校のこと、中学・高校での朝鮮人としての体験、強盗事件のこと、刑務所・大村收容所のこと等を淡々と証言しています。この四年有余の裁判の過程で、もつともしんどい目をしたのは原告の申君自身だと思いますが、その申君自身の証言をぜひ読んでいただきたいと思います。

有吉克彦氏は、証言の予定はありませんでしたが、結審の日、証拠の認否の時に、原告がすでに提出してあつた第六次日韓会談の会議録について被告（国側）が「不知」と発言したため、直接その資料を確認している有吉氏が、議事録の証拠としての価値を追認させるために証言したものです。（詳しくは、支える会ニュース21号参照）

証言集は、この第三集で終りです。第一集（崔昌華、金泰浩、井熊一郎、佐藤勝巳）、第二集（李仁夏、金弼連、申点粉）もぜひお読み下さい。

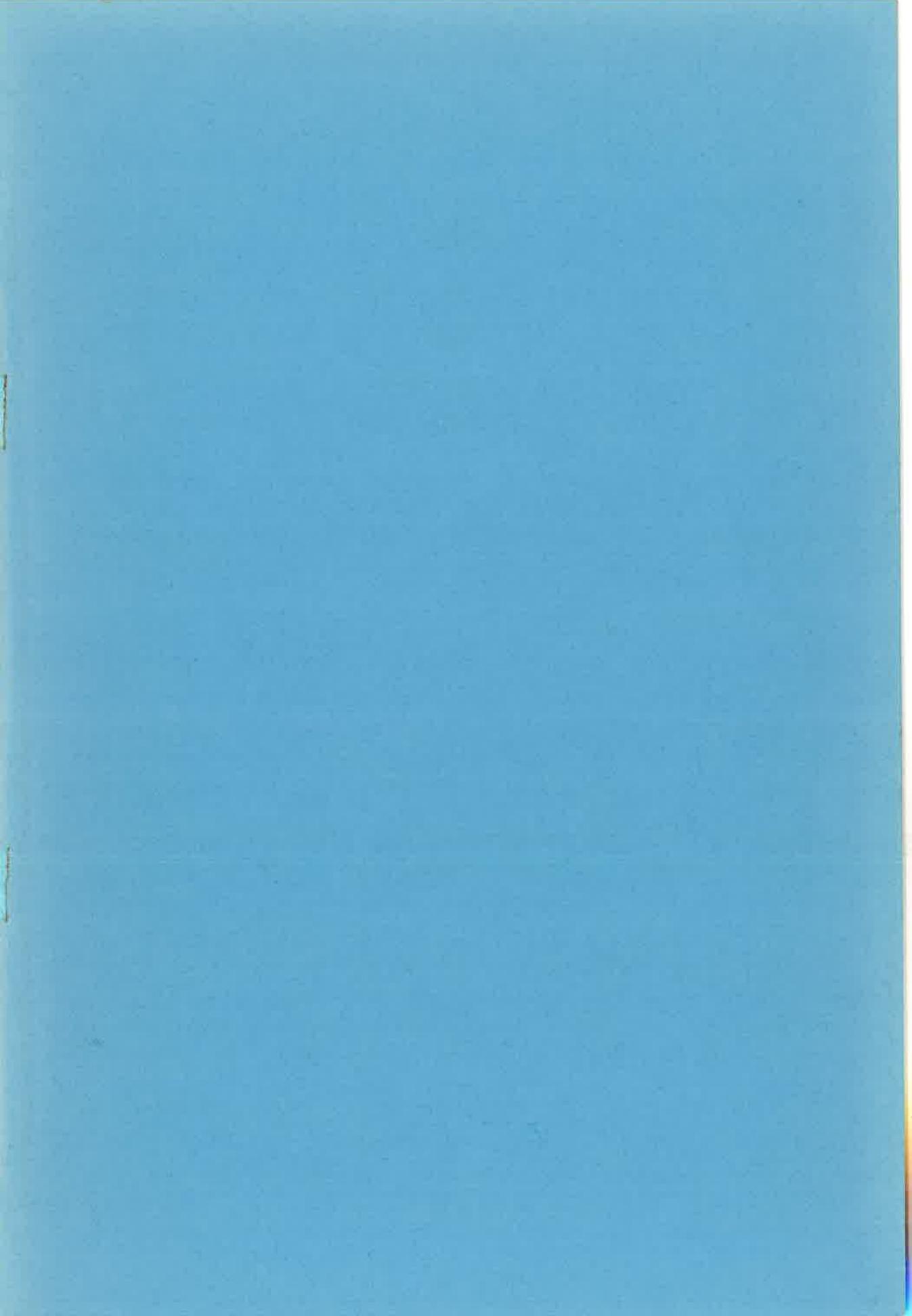
他に、訴状から最終準備書面までのすべての準備書面、高野鑑定書および判決を加えた公判資料集を、発行する予定にしています。今までの御支援に感謝するとともに、申君事件の「解決」まで見届けていただくようお願いします。

一九七八年四月十五日

申京煥君を支える会・事務局

# 証言 9

| 證人     |     |     |            |
|--------|-----|-----|------------|
| 職業     | 年令  | 氏名  | 期日         |
| 自動車運転手 | 二九才 | 申京煥 | 一九七七年十二月五日 |



原告代理人（中平健吉弁護士） 今、あなたが述べたように、一九四八の一月一五日に、宝塚で生まれたんですね。

証人 はい。

原告代理人 あなたの兄弟は、何人おられますか。

証人 七人です。

原告代理人 あなたは、その一番下ですね。

証人 いえ。下から二番目です。

原告代理人 点粉さんは、あなたの妹さんでしたね。

証人 はい。

原告代理人 一九五三年に、民団の韓国小学校にはいったんですね。

証人 はい。

原告代理人 これは五歳で、一年早いように思うんですが、これはどういう理由からだつたんでしょうか。

証人 生活が貧しく、両親が共稼ぎをしていたもんで、自分と妹二人の面倒をみることが、できなくて、保育園代わりに、

一年早く、小学校にはいったんです。

原告代理人 お母さんも共稼ぎで、あなたの面倒をみれないでの、あなたを学校へあずけて、妹さんだけを連れて、働きに行つたというようなことですか。

証人 そうです。

原告代理人 お父さんは当時どういう仕事をしておられましたか。

証人 大阪砕石で、トロッコをおしてました。

原告代理人 母さんは、どういう仕事をしてましたでしょうか。

証人 市の失業対策に。

原告代理人 失対の仕事に、出てたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 この宝塚の韓国的小学校というのは、今からみると、大変お粗末な校舎で、そして日曜日には、ここで教会が開かれていたんですね。

証人 そうです。

原告代理人 あなたは、小さいときからその小学校へ行き、また、

日曜日には、教会学校へ行つてたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 崔昌華先生は、その先生だったわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 何年から何年まで、習つたんですか。

証人 小学校五年と六年です。

原告代理人 あなたのお兄さんが、お亡くなりになつたということは、あなたの家庭にとって大変ショックの大きかつた事件のようですが、あなたはそれを覚えていらっしゃいますか。

証人 はい。

原告代理人 いくつのときのことですか。

証人 確か、七つだったと思います。

原告代理人 これは一番上の兄さんでしたかね。

証人 そうです。

原告代理人 あなたはお兄さんの記憶はありますか。

証人 はい。

原告代理人 どんなことを覚えてますか。お兄さんのこと。

証人 非常にやさしくて、すごくかわいがつてもらいました。

原告代理人 そのお兄さんがお亡くなりになつたことについて、点钟さんのがいろいろ述べておられるんで、詳しくお聞きする必要はないんですが、そのころを境にして、お父さんやお母さんが変わつたんですか。

証人 はい。それまであまり酒など飲まなかつたんですけど、

すごく酒を飲むようになりました。

原告代理人 小学校時代のこと、あなたの今非常に印象の強いことを、一つだけ何かあつたら述べてくれませんか。

証人 :

原告代理人 小学校時代のつらかったことでもうれしかつたことでもいいんですけど。

証人 ……学期末に、その年の成績がよかつたということを表彰されたことを覚えてます。

原告代理人 小学校のときは大変学校の成績がよかつた、というふうに崔昌華先生も述べておられたと思ひますが、よかつたわけ。

証人 自分ではそう思つてます。

原告代理人 表彰されたことが、今でも大きな思い出になるほど嬉

しかつたということですか。

証人 はい。

原告代理人 この宝塚の第一中学というのに、一九五九年にはいつたんですが、これは日本の公立の学校ですね。

証人 私立です。

原告代理人 私立の日本人の学校ですか。

証人 はい。

原告代理人 一才小さくて中学校にはいつたんですけど、その中学でいじめられるとか、そんなようなことはなかつたですか。

証人 たびたびありました。

原告代理人 あなたが、申京煥という本名でなくて、通名を名乗るようになつたのは、この中学のころですか。

証人 そうです。

原告代理人 何という名前を使ってたんですか。

証人 平山勝夫です。

原告代理人 それから、一九六二年、あなたが一四才のときに、県立有馬高校の園芸科にはいつて、一九六五年の三月にそこを卒業したということになつておりますが、それはこのとおりまちがいありませんね。

証人 はい。

原告代理人 あなたは自分が日本に住んでいるけれども、実は韓国人なんだということを意識するようになつたのは、いくつのころか

らですか。

証人 中学校にはいってからです。

原告代理人 最初、どういう形で、自分が韓国人であるということを意識しましたか。

証人 知らず知らずのうちに、級友たちから朝鮮人とかそういう侮辱的なことばの中からです。

原告代理人 日本の子どもたちといっしょに学校へ通うようになつたわけですが、そこで日本の子どもたちから、お前は朝鮮人だとうふうな侮辱的なことばを言われるようになつて、自分が朝鮮人だということを意識するようになつたんですね。

証人 はい。

原告代理人 卒直に言つて、あなたは朝鮮人に生まれたことを、そのころやつぱり非常にいやなこと、というふうに感じましたか。

証人 はい。

原告代理人 あなたが住んでおられた、あなたのうちがあつた四工場のあたりは、大体、韓国人のかたちが住んでおりましたね。

証人 そうです。

原告代理人 あなたの先輩の韓国人青年たちは、どういう職業に、

皆、ついておりましたか。

証人 大体において、土木関係です。

原告代理人 土工ですか。

証人 はい。土工とか、良くてダンプの運転手。

原告代理人 自分も大きくなつたら、結局はあゝいう仕事につくことになるんだろう、というような気持を持ちましたか。

証人 はい。

原告代理人 そういうことを考えるときに、どんな気持になりますか。

証人 自分が韓国人だから、勉強なんかしてもしようがないと思いました。

原告代理人 勉強しても努力してもほかの人のようにはなれないと、ほかの人とは差別されるんだと、いうことを小さなときに知つたときの気持というのを、そういう経験のないわれわれにもわかるようなことばというか、表現で、できるだけ説明してもらいたいと思うんですけども。

証人 .....

原告代理人 難しいですか。

証人 .....

原告代理人 それじゃ、そういうことを知つた場合に、あなた自身は、どういうことになりましたか。

証人 もう一度言つてもらえませんか。

原告代理人 在日韓国人のあなたの先輩の人たちが、今あなたが言ったような職業についておつて、自分も大きくなつたら、結局あゝいう職業につくだらうということを知つたとき、あなたは、さつき、一生懸命やる気を失なうというようなことをおっしゃったですね。

証人 はい。

原告代理人 そういう気持から、あなたの生活は、どういうふうになつていきましたか。

証人 ……

原告代理人 勉強をしなくなれば、勉強がわからなくなるね。

証人 はい。

原告代理人 そうすると、学校へ行つても面白くなくなりますね。

証人 はい。

原告代理人 そういうことが、君の上にも起きてきたわけですか。

証人 はい。

原告代理人 それから、この年代の若者は、荒れるということがあ

るんですけれども、あなた自身も生活が荒れるというか、むしゃむ

しゃした氣持を、いろんな形でぶつける、と。ときには人とけんかをするとか、そういうようなこともあつたわけでしょうか。

証人 はい。

原告代理人 それから、そういう同じような気持の者たちがいつし

よになつてそういう友だちと交じわる、というようなことも起きるわけですか。

証人はい。

原告代理人 被告側から出されてる書面の中に、あなたの前歴のものがあるんですか。

証人 はい。

原告代理人 鑑別所に入れられたことがあつたんですね。

証人 はい。

原告代理人 このときは幸いに保護観察ということで、鑑別所から、うちへ帰してもらつたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 一九六五年、昭和四〇年、あなたは、県立有馬高校を卒業しましたね。

証人 はい。

原告代理人 就職のこととは、どういうことになりましたか。

証人 就職は、一つだけ、自動車会社に試験を受けに行きました。

原告代理人 その結果は、どうでしたか。

証人 不採用だったです。

原告代理人 それでどうしたの。

証人 それで、しかたなく近所の人が、働いている三和土木

というところに、入れてもらいました。

原告代理人 三和土木というのは、宅地の開発でもやつていたんでですか。

証人 そうです。

原告代理人 そういう土木会社にはいったわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 そして、最初は、ショベルカーの見習になつて、

証人 そうです。

原告代理人 そして、ショベルカーの運転をしておったわけですね。

証人 はい。

原告代理人 学校を出て一年ぐらいたったあとに、本件で大変大きな問題になっているあなたの前科。この強盗事件が起きたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 この仲間は、大部分が韓国人のようですが、これは、あなたの地域に住んでいる人たちですか。

証人 そうです。

原告代理人 あなたの同胞の韓国人の先輩や仲間たちですね。

証人 そうです。

原告代理人 これは、そういう土木現場で働いておって知り合いになつたわけですか。

証人 いえ。

原告代理人 そうじゃない。

証人 はい。

原告代理人 どういうこと。

証人 小さいときからの友だちです。

原告代理人 四工場出身の人たちですか。

証人 そうです。

原告代理人 お父さんは、あなたがいくつのころまで働いていまし

たか。

証人 高校三年生のときだったと思います。

原告代理人 そのころまでは、さつき言ったような土工のような仕事ができてたわけ。

原告代理人 その後、どういう病気になって、働けなくなつたんですか。

証人 そうです。

原告代理人 それで、一九六八年に静岡の裁判所で判決があつて、東京高裁に控訴をしたけれども、控訴棄却になつて、刑が確定したのが一九六八年、昭和四三年の秋でしたね。

証人 はい。

原告代理人 で、刑務所へ行つて、最初は中野刑務所、それから水戸刑務所、松江刑務所というようなところをずっと回されていたわけですが、刑務所におけるあなたの生活についてお聞きしますが、結果的には、五六年とちょっとで仮釈放になりましたね。

証人 はい。

原告代理人 これは、刑期の大体三分の二ぐらいで仮釈放になつてますから、われわれの常識でいうと、服役態度がきわめて良かつたというふうにとれるんですが、そうだったんでしようか。

証人 はい。

原告代理人 中ではどうしたことになるんですか、だんだん処遇の



証人　はい。面会に来るたびに、だんだん老けていく母の顔

を見ていると、なんとしても、大事な母が元気なときに、自分は出たい、と思つたんです。

原告代理人　それから、お姉さんとかお姉さんのご主人とか妹さんが、面会に、ときどき来てくれたわけですか。

証人　はい。妹からの手紙が、やっぱり、自分を大きく支えてくれたと思います。

原告代理人　あなたはこの刑務所の生活の中で、毎日、聖書を読んでいたということですけれども、これはだれに勧められて読んだんですか。

証人　だれにも勧められていません。

原告代理人　お母さんは、大変熱心なクリスチャンだったようですけど、あなたに神様に、お祈りをしなさい、聖書を読みなさい、といふことを、あまり勧めなかつたですか。

証人　べつに。ただ、家から聖書を差し入れてもらいました。原告代理人　あなたが毎日毎晩読んでおった聖書というのは、お母さんから送つてもらつた聖書ですか。

証人　そうです。

原告代理人　日本語の聖書ですか。

証人　そうです。

原告代理人　いつごろからそういう就寝前の反省の時間というんですね。すか、寝る前、刑務所に、そういう時間がありますね。

証人　はい。

原告代理人　そのときに、あなたが聖書を読むようになったのは、ここへはいってからどのぐらいたつてからですか、どの刑務所にいたときからですか、最初からですか。

証人　水戸からです。

原告代理人　じゃあ、中野刑務所からすぐ水戸少年刑務所に移されていますが、そのころから、そういう習慣だったんですね。

証人　そうです。

原告代理人　あなたが松江の刑務所におつたころ、一九六九年、昭和四四年の一〇月に協定永住許可というのがあなたに下りているんですけど、わかつていますね。

証人　はい。

原告代理人　これは刑務所のほうで、手続きをしてくれて、で、刑務所の担当かなにから、こういうことになつたよという連絡をうけたんでしょうね。

証人　はい

原告代理人　重い判決を受けた人が刑務所を出ても韓国に送りかえされるということは、当時、あなたは知つていましたか。

証人　静岡拘置所にいたときに、新聞で知りました。

原告代理人　そうすると事件が起きて、二年ばかりたつてから裁判を受けることになつたわけですが、その最初の裁判を受けるころから、もうそのことを聞いておつたわけですね。

証人 最後のほうだと思います。

原告代理人 裁判の最後のころ。

証人 ちょうど、金嬉老事件がありまして、そういうことがずっと書いてあつたわけです。

原告代理人 そうすると協定永住許可の連絡が来たときは、あなたは嬉しかったでしょうね。

証人 そうです。

原告代理人 これで、ずっとまじめにつとめてきているから、仮釈放は近いとあなたは思つてましたね。

証人 はい。

原告代理人 そして、出たら、年を取つたお母さんに、一日でも早く孝行をしたいという気持だったわけですね。

証人 はい。

原告代理人 そのことが確実にできることになつたといふうなことで、大変嬉しく思つたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 それが下りてから、あなたが岩国少年刑務所を仮出獄

するまでの間は、一年足らずなんですが、その間あなたはずっとどう信じて疑わなかつたわけですか。

証人 はい。初めに七年以上ということだったので、だめなときはもう許可が下りないと思ってました。

原告代理人 協定永住許可が下りるはずがないと思ってたわけです

ね。  
証人 はい。

原告代理人 自分が日本に置いてもらえないんなら、

証人 そのときにもう八年だったですから、七年以上ということだったんで、これは協定永住許可是だめだらうと自分は考えてました。

原告代理人 ところがその永住許可が下りたので、もうこれで自分は刑さえつとめれば、日本におることができると、信じこんでいたということですね。

証人 そうです。

原告代理人 実際にあなたが仮出獄を許されたのは、一九七三年、昭和四八年の九月なんですが、この出所に備えて、一週間、自省をするんですか、反省のときといふんですか。

証人 内省です。

原告代理人 内省のときといふのを、刑務所のほうから命ぜられましたね。

証人 はい。

原告代理人 これは、そういうことになれば、出所が近いということが、かなり確実なんですか。

証人 そうです。

原告代理人 それは、いつごろでしたか。

証人 九月、仮出獄だったですから。

原告代理人 九月二〇日ですね。そのどのぐらい前でしたか。

証人 四ヶ月ぐらい前だったと思います。

(後に提出する甲第一号証を示す)

原告代理人 このノートは、あなたが内省のときに書いたものです  
ね。

証人 そうです、

原告代理人 日付がはいってます。五月一三日、被害者に対しても  
の(1)、というのとその翌日の五月一四日に、被害者に対してその(2)、  
というところにあなたが書いたのがこれなんですが、これは日付も  
はいっていますし、このノートは表紙の後ろに許可願いというのが  
ついているし、後ろに許可証がついていますし、これがその当時あ  
なたが刑務所の中で書いたものであるのはまちがいないですね。

証人 はい。

原告代理人 この文芸クラブ用というのは、あなたが刑務所の中で  
文芸クラブに属していたのですか。

証人 そうです。

原告代理人 その(1)のことからここまで、ちょっと声を出して読ん  
で下さい。

証人 はい。

原告代理人 したいと思います。彼らからあしげにされてもかまいません、  
私は、あえて甘受致します。それで彼らの心が少しでも晴れ  
ることができれば、私は嬉しい思います。私にとつて嫌なこ

とは相手にとつてもそれ以上に嫌なことだということを私は  
もっと早く気がつくべきでした。私はほんとうにばかでした。

原告代理人 被らというのは、事件の被害者ですね。

証人 そうです。

原告代理人 あなたは事件に、確か三つ関係しておりましたね。

証人 はい。

原告代理人 その被害者等の住所はわかつていましたか。

証人 はい。

原告代理人 一つはどこでしたか。

証人 神奈川県です。

原告代理人 足柄というところでしたね。

証人 はい。

原告代理人 もう一ヶ所は。

証人 伊東市です。

原告代理人 もう一つは。

証人 神戸の垂水です。

原告代理人 あなたはこれを記載した当时、ここに行くのは行きにく  
くいわね、敷居が高いわね。

証人 はい。

原告代理人 だけどもかまわずに行って、土下座をして謝りたいと、  
そういうふうに心の底から思ってたわけですね。

証人 はい。

原告代理人 そういうことを点粉さんに、手紙で書いたこともありましたか。

証人 はい。

原告代理人 で、仮出獄になつてすぐ大村に入れられちゃつて、幸いこの裁判のおかげで仮放免になつて、うちへ帰ることができましたね。

証人 はい。

原告代理人 被害者のところにお詫びに行きましたか。

証人 はい。

原告代理人 出て来てどのぐらいたつて行きましたか。

証人 一週間足らずだつたと思います。

原告代理人 一週間足らずぐらいで、一番最初はどこに行つたの。

証人 一番最初は、出て来てすぐにこの地裁で裁判だつたですから。

原告代理人 第一回のこの口頭弁論があつたね。

証人 はい。

原告代理人 その足で。

原告代理人 いえいえ。それから二・三日たつてから、その三つとも。

原告代理人 三つとも、ずっと回つたんですか。

証人 はい。

原告代理人 だれが、ついてつてくれたの。

証人 妹です。

原告代理人 被害者的人は、あなたのような人がうちを訪ねてくるというのは、かえつて誤解して、向こうで気味悪がるとか、あるいは、会うことを拒否するとか、そういうようなことがあり得ると思うんですが、どんな態度で迎えてくれましたか。

証人 非常に快く、迎えてくれました。

原告代理人 それは結局あなたがいきなり、こんにちわ、といつてはいつて行つたの、それとも点粉さんが先にはいつていつたの。

証人 妹です。

原告代理人 妹さんが先にはいつていつて、実はこれこの事件で大変迷惑をかけた犯人たちの一人が自分の兄で、お詫びをしたいということですが、会つていただけましょうか、ということだつたわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 そういう、妹さんが相手方と交渉をする間、あなたは玄関の外にでも待つていたわけ。

証人 そうです。

原告代理人 そしてそのうちへはいつていつて、あなたは何と言つて謝つたの。

証人 ただもうすみませんということで、ほんとうに玄関のところに土下座して謝りました。

原告代理人 それで向こうの人は快く許してくれたということです

が、具体的にどういうような対応でしたか。

証人 反対にこちらの安否を気づかってくれて、いろいろ話を

をするうちに、今自分は強制退去の身である、という話をしたわけです。そしたら、帰り次第その署名用紙を送っていました。だければ署名もしたいということを言つてもらいました。

原告代理人 そうするとあなたは、そこで最初は土下座して謝つて、それからどういう事情かということを、あなたのほうの消息を相手に聞かれて、それで徴役八年の刑を受けて刑務所に行つて五年ちょっとで出て来たんだけれども、自分は韓国人なもんで強制退去を受ける身になつてるんだと、裁判中だという話までしたわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 そしたら大変同情して、自分でできることがあつたら応援してもいい、と、こういうようなことだつたんですね。

証人 はい。

原告代理人 念のために聞いておきますが、あなたはこの裁判でなんか有利になるために被害者とのところにお詫びに行つたということではないんですね。

証人 そういう考えは全く持つてませんでした。

原告代理人 そうだね。

証人 はい。

原告代理人 この日時の経過からいつてもそうだと思うけど、それで、ここに文芸クラブ用と書かれてるんで、あなたが刑務所にいた

ころの生活について聞きたいんですが、あなたが持つてた本の中でも一番大きな本は何だったですか。

証人 広辞苑です。

原告代理人 あのでかい本を、いつ買ったんですか。

証人 水戸にいたころだと思います。姉さんから差し入れしてもらつたんです。

原告代理人 文章を読む際に字引を引いたんですか。

証人 それもありますけれども、勉強をするには辞書を全部読んだほうがいいということだつたんで、毎日、五ページから一〇ページぐらいずつ、漢字とその意味を勉強してました。

原告代理人 字引で。

証人 はい。

原告代理人 それはどういう時間にやるわけですか。刑務所の中ではそう自由な時間はないはずだけど。

証人 就寝の、その前なんですけれども。

原告代理人 一日どのくらい自由時間があるの。

証人 三時間ぐらいです。

原告代理人 その間、皆ラジオを聞いたり、雑談したりしてるわけですね。

証人 はい。

原告代理人 そういう時間に、あなたは広辞苑を片端から暗記してたわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 大変な努力と、何か大きな志を持たなければそういうことをしないと思うんですけど、どういうことをしたいと思ってたの。

証人 出所したらこれまでの経験を生かして、いろいろと書いてみたいと思いました。

原告代理人 文章を書きたいと、そういう強い要求を持つてたわけ。

証人 はい。

原告代理人 あなたは文学の勉強というのは、刑務所にはいってからやったんですか。

証人 そうです。

原告代理人 大体どういう人の文章に傾倒したんですか。

証人 片つ端から読んでいましたから。

原告代理人 たとえば、例をあげると。

証人 遠藤周作の「沈黙」とか五味川純平の「人間の条件」、

そういうものに感銘を受けました。

原告代理人 遠藤周作の「沈黙」のテーマは信仰の問題ですよね。

証人 はい。

原告代理人 感銘を受けたというのは、あなたの信仰に対しでプラスだったんですかマイナスだったんですか。

証人 プラスだったです。

原告代理人 そういう本を読むかたわら、字引を暗記してそういう

日本語の語学力というんですか、文章表現力を自分で養つてたところです。

原告代理人 協定永住権を取つても韓国に送還されるということがあるんじゃないか、というようなことを言う刑務所の職員はいませんでしたか。

証人 はい。

原告代理人 いませんでした。

原告代理人 いなかつた。

証人 はい。

原告代理人 そういう恐れがあるんじゃないかということを、君は全々聞かなかつたんですか。

証人 聞きませんでした。

原告代理人 そうすると、そういう恐れがあるということを最初に知ったのは、どういう機会だったでしょうか。

証人 広島入管からの取調べです。

原告代理人 広島入管の取調べは、あなたは仮出獄になつて直ちに大村に送られたんですが、その何日前ですか。

証人 二・三ヶ月ぐらい前です。

原告代理人 そうすると、この自省の時間というのが終わつて間もなくということですか。

証人 そうです。

原告代理人 入管の係官は、最初はつきりとそういうふうに言いま

したか。

証人 何をですか。

原告代理人 あなたは刑務所を出れば、退去強制になるんだということを。

証人 いえ。ただ、事実調査をするということで、一番最初は。

原告代理人 事実調査をする調官は、入管の職員のかたは、ことにするとあなたは退去強制になるかもしれないということは、いろいろあなたに話してくれましたか。

証人 二回目のときだったと思います。

原告代理人 記録によると、その年の九月一四日に退去強制命令書が発布されますから、入管のかたがあなたのところへ届けに来たらんじやないかと思うんだけれども、そうでしたか。

証人 いえ。刑務所のほうにそういう文書が来て、職員から

自分は知らされました。

原告代理人 それあなたは、それを信じられましたか。

証人 .....

原告代理人 信じることができましたか。

証人 できませんでした。

原告代理人 しかし、結局はほんとうだ、ということを知ったのは、

いつでしようか。

証人 大村へ行つてからです。

原告代理人 大村へ送られてもまだ信じられなかつたわけですか。

証人 そうです。

原告代理人 しかし刑務所を九月二〇日に、その一週間後に仮出獄になつているんですが、仮出獄直前にあなたはかなり荒れてたということをあなたがぼくに言つたことがあるんだけど、そういうことがあつたんじゃないの。

証人 全々仕事をしませんでした。

原告代理人 それは、もう送還されるかもしれないと。

証人 一四日に命令書を発布されて、それからもう何もやる気がなくなりました。

原告代理人 それでもまさかほんとうに送られるとは思わなかつたけれども、退去強制命令が出たというだけで一切のやる気がなくなつた。

証人 はい。

原告代理人 もう目の前がまつ暗という感じですね。

証人 そうです。

原告代理人 それから、仮出獄すると同時に入管の役人があなたを迎えて、広島の入管からその足で大村収容所へ送られたわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 韓国にはほんとうに送りかえされるのかもしれないといふことをあなたが知つたときに、目の前がまつ暗になつたというこ

とですけれども、具体的に言うと、どういうことがあなたにとつて一番困るというんでしようか、どういうことだつたんでしょうか。

原告代理人 そのどのぐらい前だつたですか。  
証人 一週間前です。

証人 恥しいことなんですかれど韓国語もできず、風習、そして韓国の地理も全くわからず、韓国に帰つたところで自分

は生活の術を持つてません。

原告代理人 それから、ほんとうに自重して模範囚として仮出獄してきたわけですかれども、最大のあんたの願いだつたお父さんやお母さんのところへ帰れないということもあなたにとつて、もう、決定的な絶望ではなかつたんでしょうか。

証人 そうです。

原告代理人 あなたは日本で教育を受けたんだから韓国語ができるのは止むをえないわけですが、さつきのお話で兄弟は何人かいますが、これは全部日本にいるわけですね。

証人 そうです。

原告代理人 韓国にあなたのお父さんやお母さんの財産なんでものがあるということも、もちろん、全くないわけでしよう。

証人 ありません。

原告代理人 送還船の乗船者名簿にあなたの名前が載つたというの

は、いつごろわかりましたか。

証人 発表されたんです。

原告代理人 いつだつたかな、一月の二〇……、船が出る日は、

証人 二八日です。

原告代理人 それであなたはどうしたの。  
証人 ……

原告代理人 どことどこへお別れの電話をかけたんですか。  
証人 家と、小倉の昌華先生です。

原告代理人 それは、大村収容所でそういうことを許してくれたわけ。

証人 はい。

原告代理人 その費用はだれが出すの。

証人 自分です。

原告代理人 自分で、公衆電話か何からかかるのを許してもらつてかけたわけ。

証人 その中の電話を。

原告代理人 中の電話を有料で使わしてもらつて。

証人 はい。

原告代理人 そのときには、電話には、お母さんが出ましたか、お父さんが出ましたか。

証人 母です。

原告代理人 お母さんは何と言つてた。

証人 べつにそういうことは心配するなということを言つてましたけど、なんとかするからもうちょっと待つてよ、と言

つてました。

原告代理人 裁判を始めておるからそんなことはないと思うから待つておれ、と。

証人 はい。

原告代理人 あなたはどうでしたか、とてもじゃないけどもうだめだと思つたんじやないの。

証人 もう間に合わないとthoughtでした。

原告代理人 昌華先生にもお別れの電話をしましたね。

証人 はい。

原告代理人 先生はどういうことでしたか。

証人 先生も同じようなことを言つて、元気づけてくれました。

原告代理人 この裁判がその翌年の一九七四年、昭和四九年に始まつたわけですけれども、その直前にあなたは仮放免になつて、あなたはうちへ帰ることができましたね。

証人 はい。

原告代理人 うちへ帰つたときにお父さんの状況はどうでしたか。

証人 帰つて会つたんですけども、全く、自分のことを覚えてませんでした。

原告代理人 お父さんは、ご病気は、何だったかね。

証人 あのときは、脳軟化症だったです。

原告代理人 で、もう、あんたを見分けることもできなくなつてた

わけ。

証人 そうです。

原告代理人 あなたをつかまえて、あなたはどなたですか、とか言ったんですか。

証人 そうです。

原告代理人 あなたをつかまえて、うちの京焼はということで、あなたの自慢話を始めるというようなこともあつたわけ。

証人 はい。

原告代理人 そういうお父さんの状態を見て、あなたはどういう思いをしましたか。

証人 自分自身がなきなかつたんです。こういうふうにされたのも自分だと思ったんです。自分がそばにいてもっと大事にしてやればそういうことはなかつたんだろう、と考えました。

原告代理人 あなたは五年間もお父さんのそういう大事なときにそばにいてやることができなかつた、そういう自分が事件を起こしてしまつたということでおほんとうに残念だというか、悲しいというか、そういう気持ちだつたんですね。

証人 そうです。

原告代理人 しかし、お母さんはお元氣だったわけでしょう。

証人 そうです。

原告代理人 お母さんはあなたが帰つてきて喜んでいましたか。

証人 非常に喜んでくれました。

原告代理人 以来この裁判がずっと続いているわけですが、あなたは韓国居留民団の宝塚の事務所というのかな、

証人 宝塚支部です。

原告代理人 の、事務員になつたこともありましたね。

証人 はい。

原告代理人 あそこは給料が安かつたわけ。

証人 わかりません。

原告代理人 そこを間もなくやめたのはその民族団体が、言いにくいかもしれんけど、あなたからみるとあんまり好ましくない方向にあるとかなんとかということですか、民団に対する一種の批判からあそこにおる気がなくなつたんですか。

証人 そうです。

原告代理人 いろいろ職業ではその後ご苦労をしたようだけれども、今はタクシーの運転手ですね。

証人 そうです。

原告代理人 何という会社ですか。

証人 はとタクシーです。

原告代理人 はとタクシーといえば、大阪では大きいタクシーじゃないですか。

証人 はい。

原告代理人 そうすると今はあなたは、職業と生活では安定している

わけ。

証人 はい。

原告代理人 お父さんが亡くなられたのはいつだったかな。

証人 今年の春です。

原告代理人 お父さんは、最後は、京都の、

証人 双ヶ丘病院で。

原告代理人 総合病院ですか。

証人 そうです。

原告代理人 精精神科ですか。

証人 そうです。

原告代理人 お母さんは、いつお亡くなりになつた。お父さんは幾つで。

証人 七三才です。

原告代理人 お母さんは、いつお亡くなりになつたんでしたかね。

証人 今年の一〇月三日です。

原告代理人 お母さんの直接の死因になつた病名は何というんですか。

証人 今年の一〇月三日です。

原告代理人 お母さんがお亡くなりになるときに、その枕元にいた

証人 肝硬変です。

原告代理人 お母さんがお亡くなりになるときに、その枕元にいた

の。

原告代理人 お母さんが、意識のあるうちにあなたに言つたことは、

どういうことでしたか。

**証人** 一言、ちゃんと面倒を見てくれと、言いました。

**原告代理人** 自分の面倒を見てくれということですか。

**証人** と思います。

**原告代理人** あなたが強制送還されるんじゃないかということを、最後まで心配しておられたというふうに聞いておるんですけども、そうだったんですか。

**証人** はい。

**原告代理人** お母さんは、あんたが日本におることができるためなら自分が身代わりになつて死んでやつてもいいんだ、と、そういうことを言つてたということを聞いていますか。

**証人** はい。

**原告代理人** お母さんは、あんたが日本におることができるためなら自分が身代わりになつて死んでやつてもいいんだ、と、そういうことを言つてたということを聞いていますか。

**証人** はい。

**原告代理人** お母さんは、あんたを愛して可愛がつて、最後まであなたのことを愛し続けてくれたわけですが、そのお母さんもすでにこの地上にないわけだけれども、今、あなたはそのことについてどういうふうに考えてていますか。

**証人** はい。

**原告代理人** いるときはかなり甘えておりましたけれども、亡くなつた今は、だからこそ、これまでと違つてより以上に自分を厳しく、そしてまじめにがんばっていきたいと思います。

**原告代理人** お父さんやお母さんがもう地上にいらつしやらないのであなたが韓国に強制送還されても、一応、家族離散、親との関係では家族離散という問題は起きなくなつたわけですけれども、お父さんやお母さんとの関係で、あなたはなお日本にいなければならな

いと思いますか、どうでしょうか。

**証人** いなればならないと思います。

**原告代理人** どういう気持から。

**原告代理人** この二九年間生活してきたわけですけれども、

**証人** あなたが生まれてから二九年間ですか。

**原告代理人** 紋が切れてしまうということで、非常にしのびないことです。だから韓国に帰るということは、これまでの二九年間の絆が切れてしまうということで、非常にしのびないことです。

**原告代理人** お父さんお母さんは若いときに日本に渡航して来られていずい分苦労されたわけだけれども、そして、ついに日本の土につたわけだね。そういうお父さんやお母さんが過した国、あなたにとっては生まれた国、お父さんとお母さんと過したのはこの日本しかないわけですね。

**証人** はい。

**原告代理人** そういう意味でせめてお父さんやお母さんの気持に答えてしつかり生きたいというのはこの日本なんだと、そういう気持でしようか。

**証人** そうです。

(休憩)

原告代理人 さつきの証言の最初のほうに、宝塚第一中学は公立でない、と、私立だとあなたは言いましたが、これは市立だから公立の意味ですね。

証人 えゝ、かん違いしました。

原告代理人 申京煥君、君の退去強制の事件はもちろん君の事件だけれども、たくさん的人が支援してくれてきょうもたくさんの人があなたをつれて来てくれる。こういう大勢の人がこの事件にこんなにも支援してくれていることについて、君はどういうふうに思いますか。

証人 まあ、自分は、ここまで来れたということは、教会関係者の皆さん、そしていろんな分野の皆さんの支援があつたからこそなんです。で、これからも、そしてこれからは、そういう支援を裏切らないようにがんばっていきたいと思います。

原告代理人 君自身は、君自身も認めているように、意思が弱いところがある、というふうに君は考えておるわけだね。

証人 はあ。

原告代理人 こういう真剣な支援者の人達にきょうまで支えられてきたわけだけれども、これからも、こういう方達の支えを受けながら、しっかりと生きて行きたいという、強い決心がありますか。

証人 はい。

(甲第四号証を示す。)

原告代理人 これは崔昌華先生に対してあなたが松江の刑務所当時

に出した手紙の、この最後のページの初めの五行だけ、これをちょっと読んで下さい。

証人 刑期を務めたことで償えたとは思いたくありません。

自己を見つめいかに反省し、いかにすれば人間らしい人間になれるか考えてゆきたいと思います。そしていろいろと勉強もしたいと思って居ります。一日たりとも無為に過したくはありません。神が私に与えてくれた時間ですから。

原告代理人 この気持は今も変りありませんか。

証人 はい。

原告代理人 あなたは、あなたの先輩の金達寿とか、李恢成とか、そういう方達のような作家になりたいというひそかな願いを持つていたようですが、今もそういう気持を持つていますか。

証人 多少はあります。

原告代理人 できればしたいということですか。

証人 なれゝば、です。

原告代理人 努力したい。

証人 はい。

原告代理人 裁判長ならびに裁判官の皆さんに最後にあなたから申上げたいことがあります、つけ加えて下さい。

証人 日本に自分がとどまるということは、これは、私のすべてではありませんけれども、韓国に帰るときには、自分の意志で帰りたいと思います。先程も申しましたように、今自

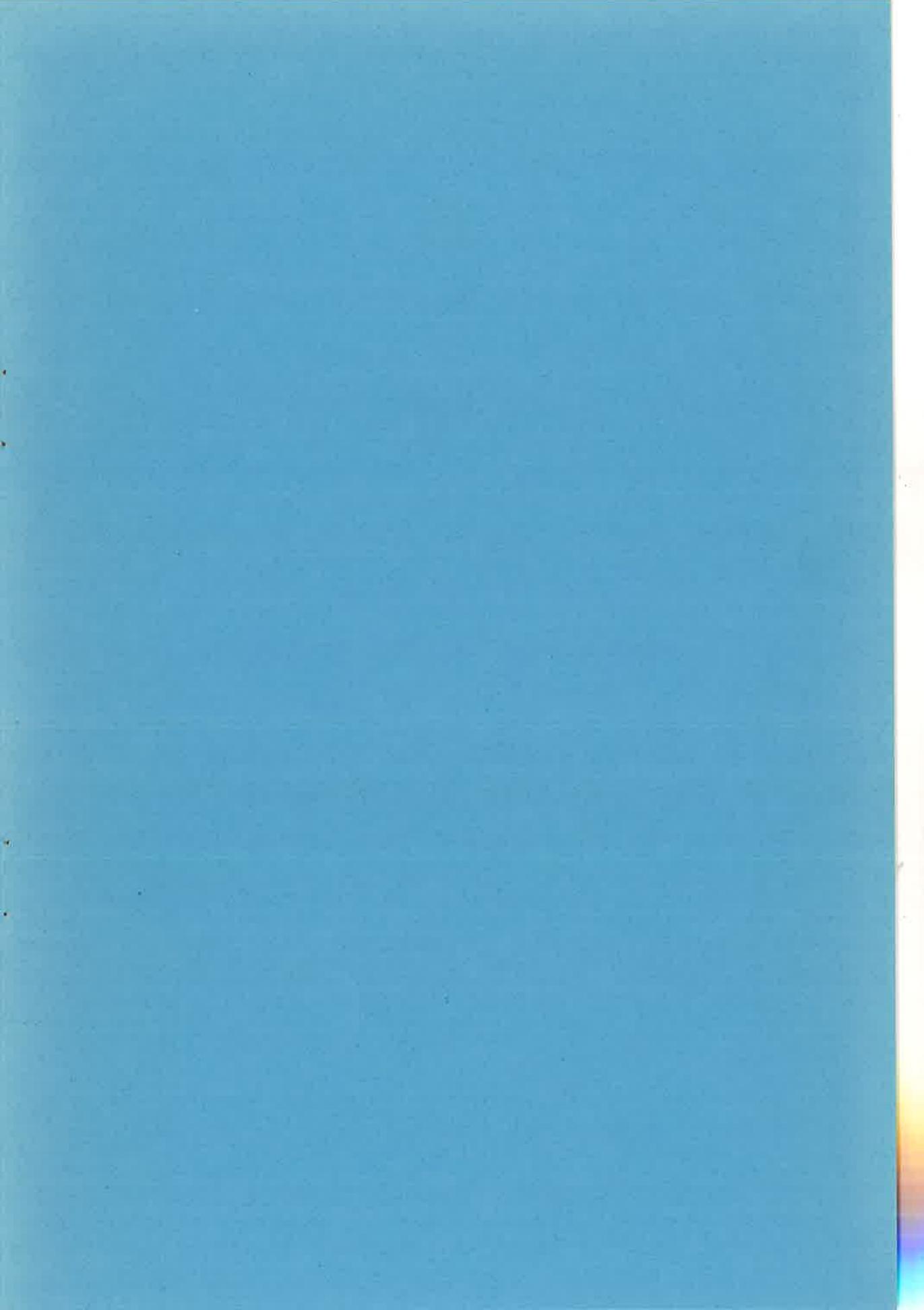
分が帰るということは、言葉、そして地理、そういうことも全くわからず、本当にどうやって生活して行つたらしいのかわかりません。事実自分は大罪を犯しました。そしてその罪に対する罰が八年の刑であり、それを自分は甘受したわけなんですけれども、その刑期をつとめ終えたことで自分の体がきれいに清められたとは思つておりません。被害者の方達のことを考えた場合、自分は自分自身がもつともつと苦しめられなければならないと思っております。しかし一般的に刑期を終えれば放免となりますけれども、私の場合はその罪に対しての罰と、そして強制送還という報復がなされようとしております。韓国人だからということで強制送還というのは、非常に自分は納得がいかないわけなんです。刑法の中にも成績が良好であれば刑期の満了を待たずして假釈放できるという条項があります。で、合意議事録の中にも人道上の見地からその者の家族構成うんぬんという条項があります。裁判長の英断を切に願望いたします。



# 証言

## 10

| 証人                |     |      |            |
|-------------------|-----|------|------------|
| 職業                | 年令  | 氏名   | 期日         |
| アジア人権センター<br>事務局長 | 三一才 | 有吉克彦 | 一九七八年二月十四日 |



原告代理人（中平健吉弁護士） 証人はアジア人権センターの事務局長をしているということですが、主にどのような仕事をしているのですか。

証人（有吉克彦） 日本に在住しているアジア諸国の人々、例えば在日韓国人とか東南アジアからの留学生が日本で生活するうえでさまざまな不便な事があります。例えば入管をめぐるトラブルなどもありますがそれらの問題について民間の立場からその解決に努力しています。

原告代理人 証人は、入管問題などについて論文をお書きになつたことがありますね。

証人 論文というほどのものではありませんが、書いたことはあります。

原告代理人 この仕事に携わるようになって何年になりますか。

証人 四年くらいです。

原告代理人 その前は、国会議員の黒田寿男先生の秘書をしておられましたね。

証人 はい。

原告代理人 黒田寿男先生御自身がアジアの人々の問題に深い関心をお持ちでおられる訳で、先生の御仕事のうち、いま言つた関係の部分を秘書の時代から担当して来られたのですね。

証人 はいそうです。

原告代理人 私たちは日韓会談の記録をさがしていたのですが、そ

その会談記録を証人は東京大学の東洋文化研究所のライブラリーでみつけられたわけですが、そのいきさつについて話して下さい。

証人 記憶はあまり定かではありませんが、たしか一昨年だつたと思います。私は、この申君の裁判に大きな関心をもつていました。というのは、協定永住権をもつてゐる在日韓国人が強制送還になるということに大きな疑問をもつたからです。私は、それらに関する資料を集めるために、個人的に外務省などに当つて調べていたのです。この時も、たまたま東京大学の東洋文化研究所に行つて別の資料を調べていたところ、日韓会談の記録があることを知つたのです。

原告代理人 そこで証人は現物を閲覧しましたね。それはどんなものだったのですか。

証人 それは、一冊の厚さが一五し六センチくらい？ 一冊の本には法的地位に関する討議記録だけでなく、日韓基本条約とか、漁業協定の討議記録なども一緒になつています。第六次日韓会談では、そうしたもののが二冊ないし三冊になつていたと思います。

原告代理人 その本の製本はちゃんとしていましたか。

証人 一応ちゃんとしていましたが、非常に古くなつており、コピーをするために本を開くと製本がくずれるほどになつていました。

原告代理人 いわゆるわら半紙をつかっているのですか。

**証人** 紙の質は、それに近い紙だったと思います。

つたと思います。

**原告代理人** あなたは、ハングル、韓国語がおできになりますか。

**証人** いや、私はできません。

**原告代理人** そうすると、一応第六次とかあるいは法的地位とかの單語をみて、見当をつけて贋写したのですか。

**証人** はいそうです。

**原告代理人** ここにコピーがあります。これは甲第一〇号証の一、二、三とつけていますが、この韓国語の本文の方ですがこれは証人が東洋文化研究所の図書館から贋写して来たもの一部ですね。

**証人** はいそうです。

**原告代理人** そしてあなたの方で翻訳をして下さったわけですね。

翻訳は、加藤晴子さんという日本女子大の助手をされており、日本朝鮮研究所の所員でもある加藤さんですね。

**証人** はい。加藤さんは韓国民族運動史という本を翻訳され

ており、確かな人にお願いする必要から加藤さんにお願いしました。

**原告代理人** この韓国語の議事録ですが、日時、開催場所等を書いており、日本側の代表も入管局長とか、平賀民事局長とか池上検事とか、われわれが知り得る限りにおいては正確なものだと思うのですが、これを記録した筆記者の署名はないのですね。

**証人** なかつたと思います。しかし内容としては、交渉の担当者が韓国の外務部などに報告をするというような記載があ

**原告代理人** とにかく韓国語のタイプで打たれたものであるわけですね。单なる手書きのものではないですね。

**証人** はい。これは、当初の議事録は英語で書かれているものの、日本語と韓国語で書かれているものもあり、第六次では全文が韓国語で書かれていました。

**原告代理人** そうしますと、これは韓国側の記録責任者がこれを記録したものに間違いないでしようか。

**証人** はい。私自身、この文書を何人かの人に見せたわけですが、それの人々も間違いない文書であると話していました。

**原告代理人** 証人は、現物をみているのですが、この議事録が神聖なものであるという根拠について何かあれば述べて下さい。

**証人** これを最初にみたときの印象としてですが、最初のページがあるいは全文にわたっていたかはつきりしませんが、二ヶ所に赤か黒かのマジックで消した個所があったことを覚えています。その後、韓国語のできる人と一緒にそれを見たところ、それは韓国語で「秘密」と書かれていたわけです。要するにこの文書は機密に関するものであると理解したのです。

**原告代理人** そうすると、議事録全体が秘密なのでしょうか。

**証人** そのように解釈できます。

**原告代理人** それをマジックで消してあつたのはどうしてでしょうか。

**証人** 理由はわかりませんが、おそらく東洋文化研究所に入ったときに消されたものであろうと、韓国語のできる人と一緒にみたときに、そう話した記憶があります。

**原告代理人** 裁判所部内で部内限りで印刷したものが本屋の店頭にでいることなどもあります。本来、内部的に資料としてつくれたものがたまたま市中にだされたものであると考えられるでしょうか。

**証人** 私が聞いた話として、東洋文化研究所がこれを買うに当つて非常に高いお金を支払ったといわれています。そして買ったところは、韓国の古本屋であつたといわれています。この話がどのような根拠にもとづいているかは私は調べておりません。

**原告代理人** 日本語で翻訳されているものをみて証人が他の文書などで確認してあきらかな食違いという点はありますか。

**証人** ここに「入管局第五課長」とありますが、たしか入管局には第五課というのはないと思います。他にはあまり記憶にはありません。

**原告代理人** その点は、文書の記録の人の誤解であろうと思います。内容としてこれほど詳しいものは他に、見たことはありませんが、この文書の信憑性についてどのようにお考えになりますか。

**証人** 私が感じたことは、まず池上努の「法的地位二〇〇の質問」という本があります。これは多くの人に読まれました  
が、この本の中に退去強制事由に該当しても救済されると書かれているのですが、その基準はからずしも明確でないのです。あるいはもっと明確な基準があるのではないかと私は常々思っていたのです。というのは、丁度一九六六年からはじまった協定永住権の申請のとき、この協定永住権をとれば強制送還はされないのだ、というような説明がされていましたと聞いていたものですから。例えば民団とか入管の窓口などでそのような話がされていたというのです。私は、そのような話がでてくるには、どこかに根拠があるのでないかと思っていたのでしたが、この文書をみたときに、なるほどこのような話がされて、その結果先ほどのような説明、話がされていたのかと私は思ったのです。

the same time, the number of species was reduced.

On the other hand, the number of species per sample of

sampled area increased from 0.023 to 0.035, and the

number of

samples per species decreased from 1.0 to 0.75.

Thus, the mean number of species per sample of

sampled area increased from 0.023 to 0.035, and the

number of samples per species decreased from 1.0 to 0.75.

Thus, the mean number of species per sample of

sampled area increased from 0.023 to 0.035, and the

number of samples per species decreased from 1.0 to 0.75.

Thus, the mean number of species per sample of

sampled area increased from 0.023 to 0.035, and the

number of samples per species decreased from 1.0 to 0.75.

Thus, the mean number of species per sample of

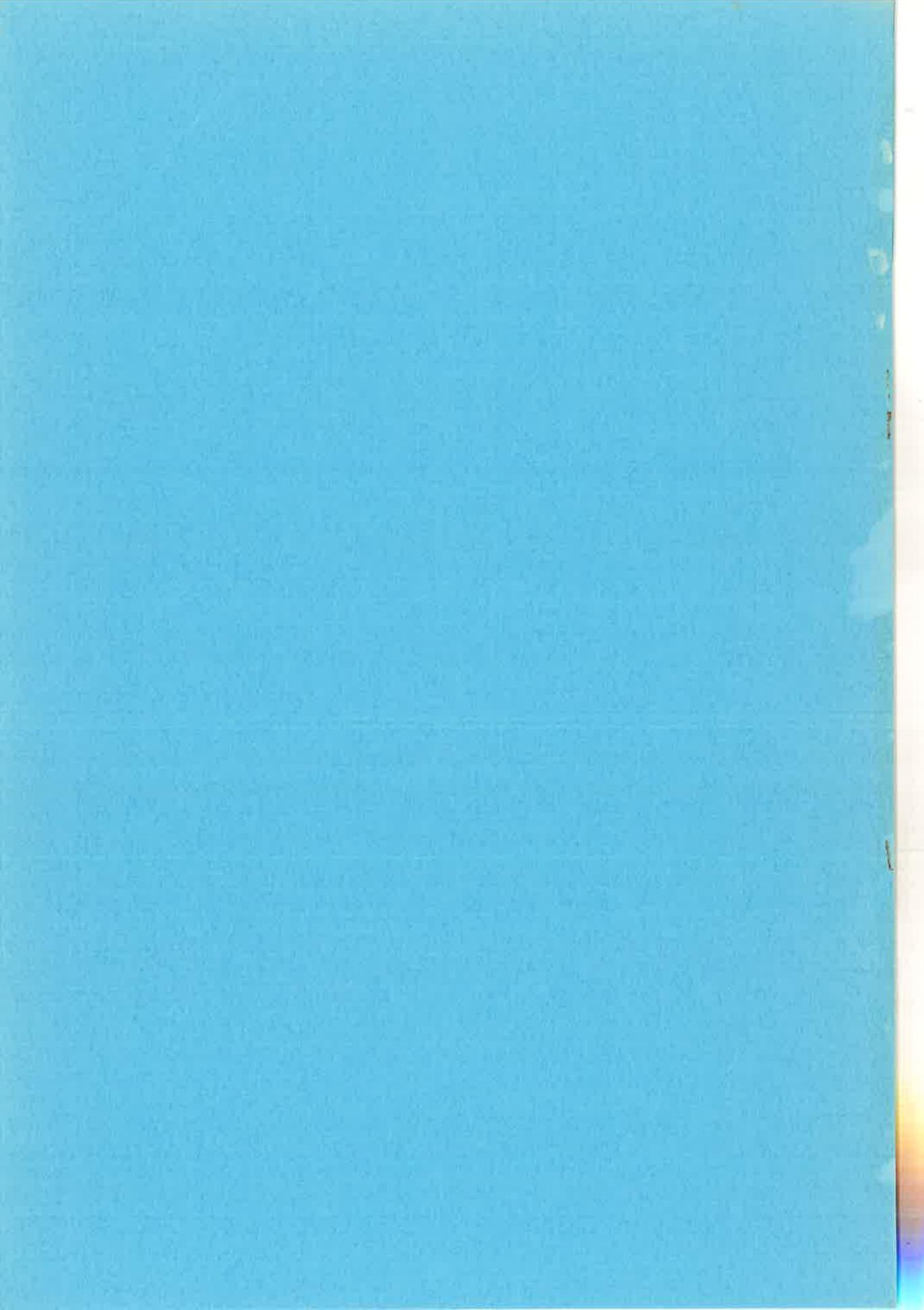
sampled area increased from 0.023 to 0.035, and the

number of samples per species decreased from 1.0 to 0.75.

Thus, the mean number of species per sample of

sampled area increased from 0.023 to 0.035, and the

number of samples per species decreased from 1.0 to 0.75.



## 申京煥裁判・証言集・第三集

■ 編集・発行 申京煥君を支える会

兵庫県宝塚市福井町11-1 宝塚福井教会氣付

☎ (0797) 71-1591

■ 1978年4月15日発行

■ 定価200円